

実施項目の対応について

- (1) 魚病の迅速診断体制の構築について
- (2) 魚病に詳しい獣医師の量的拡充について
- (3) ワクチン接種等感染症対策のあり方について

(1) 魚病の迅速診断体制の構築について

(令和元年「規制改革実施計画」実施項目 d)

- 各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、その定義（一定時間内に獣医師の診療を受けられる等）を明確化
- 当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保、当番制などの体制を構築した上でリストを公開など

(令和元年「規制改革実施計画」実施項目 f)

- 獣医師によるオンラインでの診療を可能とする仕組みを構築する

(令和 2 年「規制改革実施計画」実施項目 a)

- 魚病の診断ができる獣医師が不在又は不足している都道府県に対して、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにする（オンラインによる診療も含む）

【現状】

- 昨年度は都道府県の水産試験場に養殖魚の疾病対応できる獣医師20名をリスト化し共有
- 今年度は幅広く候補者を募り、現在50名程度研修を受講中。今後研修の状況も見極めつつ、都道府県に連絡をとり、共有予定
- 遠隔獣医療について診療の質の維持を図りつつ、緊急時に迅速な診療ができるようガイドラインを検討
- ガイドラインの検討の方向としては、獣医師が魚類防疫員等と連携して対応
- 各地域の養殖業者が日常的に相談しているのは、主に都道府県の魚類防疫員（全国に440名）

(2) 魚病に詳しい獣医師の量的拡充について

(令和元年「規制改革実施計画」実施項目 e)

- ・国として魚病に詳しい獣医師の量的拡充について数値目標を定め、公表
- ・水産試験場等でのインターンプログラムの活用、既存の獣医師による魚病対策のカリキュラムの受講等による魚病に詳しい獣医師の人数の拡充

【現状】

- ・昨年度は、都道府県の水産試験場に養殖魚の疾病対応できる獣医師20名をリスト化し共有
- ・魚病に詳しい獣医師を育成するため、農林水産省はリストに申請した獣医師を対象に魚類防疫の研修プログラムを開設し、現在50人程度受講中。今後研修の状況も見極めつつ、都道府県に連絡をとり、共有予定
- ・各地域の養殖業者が日常的に相談しているのは、主に都道府県の魚類防疫員（全国に440名）
- ・遠隔獣医療について診療の質の維持を図りつつ、緊急時に迅速な対応ができるようガイドラインを検討中
- ・ガイドラインの検討の方向としては、獣医師が魚類防疫員等と連携して対応
- ・養殖業成長産業化総合戦略と整合する目標値とする必要

(3) ワクチン接種等感染症対策のあり方について

(令和2年「規制改革実施計画」実施項目e)

- ・感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病の対策については、ワクチン接種の義務化などの対策のあり方について、ノルウェー等の諸外国の取組も踏まえ、魚病対策促進協議会で検討

【ノルウェーの魚類養殖業とワクチン接種事情】

- ・ 1970年代に大西洋サケ養殖業を開始、2018年の大西洋サケ生産量135万トン（全体の95%）
- ・ 1980年代後半には冷水性ビブリオ病、1985年にはせっそう病感染が拡大
- ・ 2006年の新たなEU指令(EUの疾病対策アセスメントにより輸出可能国をリスト化) を契機として、2008年に冷水性ビブリオ病、ビブリオ病、せっそう病に対する義務化を実施
- ・ 2018年に養殖運営規則の3疾病ワクチン義務条項を廃止
- ・ 廃止後も、自主的なワクチン接種は継続（接種率100%に近い）

【わが国の魚類養殖業とワクチン接種事情】

- ・ 魚類養殖生産量は1999年以降約30万トンで推移、魚種はブリ類、マダイ、ギンザケ、クロマグロ及びウナギのほか、多様な魚種が養殖
- ・ 養殖魚へのワクチン接種は、指導機関（水産試験場等）が交付する使用指導書が必要となる仕組みがあり、購入後は業者が自らが接種